

地域の中で自立して、自分らしく、安心して 障害者(児)福祉サービスのご案内

市では、障害があっても地域の中で自立して、自分らしく暮らしていけるように、生活支援サービス・手当の支給などを行っています。
サービスの対象は、原則として身体障害者手帳・療育手帳(知的障害者)・精神保健福祉手帳のいずれかの手帳を交付されている方が対象ですが、障害の種別・程度(等級)・生活状況などの理由により、一部利用できない場合があります。
また、介護保険の被保険者は、介護保険制度と障害者福祉サービスで同じサービスが利用できる場合は、介護保険からのサービスが優先されます。

在宅サービス

1、緊急時通報システム(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…65歳未満で肢体不自由などのため身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている重度身体障害者で、一人暮らしまたは世帯員の就労等により長時間にわたり一人暮らしと同様の状態となる方
※電話回線を有していること
内容…利用者の居宅に緊急電話機およびペンダント型無線発信機を設置し、利用者が急病、事故、その他の理由により緊急に援助を必要とする場合、これらを利用して通報センターに通報することにより、迅速な救助活動を行います。
※回線使用料、屋内配線使用料および通話料は利用者負担です。

2、消防緊急通報事業(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…聴覚障害の方
内容…市消防署内に緊急時対応のファクシミリ機を設置し、火事および救急等の通報を受け、緊急時の対応をします。
※消防緊急通報用紙は、障害福祉課障害福祉担当窓口でも配布しています。

3、寝具クリーニングサービス(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている重度身体障害者で、ひとり暮らしや虚弱等の理由により布団干し等が行えない方
内容…寝具クリーニングは年4回実施します。そのうち2回は丸洗い乾燥殺菌で、2回は乾燥殺菌です。
※利用料は無料です。

4、紙おむつサービス(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…在宅の重度心身障害者(児)で常時紙おむつの使用を必要とし、肢体不自由のため身体障害者手帳1級、2級または療育手帳(A)、Aを所持している方
内容…月に1回、お近くの薬局からご自宅へ紙おむつをお届けします(申請月の翌月からの給付となります)。おむつのタイプや枚数は各担当係にお問い合わせください。
※利用料は無料です。

5、入浴サービス(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…65歳未満で肢体不自由のため身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている在宅の重度身体障害者で、家庭において入浴することが困難な方
内容…ご自宅(訪問入浴)、医療機関等(送迎入浴)またはそうか光生園(施設入浴)で入浴サービスを行います。

	訪問入浴	送迎入浴	施設入浴
手帳の等級	1級、2級	1級、2級	1級、2級、3級
利用回数	月2回 (7、8、9月は月3回)	月2回 (7、8、9月は月3回)	月2回
自己負担	所得に応じて有	所得に応じて有	無
その他	自宅	送迎あり	送迎なし

※そうか光生園(草加市柿木町1215-1)

6、配食サービス(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…身体障害者手帳の交付を受けていて、日常的に食事の確保が困難な状態にある方
内容…利用者1人につき1日1回(昼食か夕食を選択)、週に5回までを限度として栄養管理された食事の配達を行います。同時に、配達員は利用者の安否を確認し、利用者の健康状態に異常があるときは、関係機関への連絡等を行いますので食事は原則として手渡しになります。
※1食当たり350円の自己負担があります(事前に業者からチケットを購入していただきます)。

日常生活の改善

7、日常生活用具の給付(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象・内容…身体障害者手帳・療育手帳を所持している在宅の障害者(児)の方の日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付または貸与を行います。用具の種類については窓口にお問い合わせください。(聴覚障害者用屋内信号装置・特殊寝台・居室生活動作補助用具等)
※所得税の年額に応じて一部自己負担があります(自己負担分を市が4,000円を上限として補助する制度もあります)。

8、重度身体障害者居宅改善整備費補助(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…下肢または体幹の障害で身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
内容…重度身体障害者の方が生活しやすいように家屋の改善をする場合、工事費の一部を補助します。工事をする前に申請が必要ですので事前にご相談ください。
※所得制限があります。

行動範囲の拡大

9、福祉タクシー利用料金の補助(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A)、A、Bまたは精神保健福祉手帳1級の方。
内容…県内のタクシーに乗車した場合、初乗り運賃相当額を補助します。(年間18枚)
※埼玉県タクシー協会・埼玉県個人タクシー協同組合に加盟している事業者等。
※身体障害者手帳および療育手帳を提示することにより、タクシー料金の1割が割引されるサービスと併用できます。

10、自動車燃料費の補助(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A)、A、Bまたは精神障害者保健福祉手帳1級の方。車を運転する方・自動車を所有する方は、本人または生計を同じくする方に限ります。
内容…市内にある指定された給油所で給油した場合、燃料費の一部を補助します。
※福祉タクシー利用料金補助を受けている場合は利用できません。

11、有料道路の割引(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…すべての身体障害者が自ら運転する場合と第1種の身体障害者・知的障害者(児)を乗せて、介護者が運転する場合(自動車は原則として、障害者本人または親族等が所有のものに限り、障害者1人につき1台です)
内容…料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳に押されているスタンプを提示すると5割の割引が受けられます。

12、自動車運転免許取得費用の補助(障害福祉課障害福祉係☎453)

内容…身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている方が、普通自動車の運転免許を取得する場合、必要な経費の一部を補助します。事前に申請が必要です。(公安委員会により運転できる自動車の種類を限定されたり条件を付されている方は、運転免許試験場にて運転適性相談票を作成してご持参ください)。
※所得制限があります。

13、自動車改造費用の補助(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…上肢・下肢・体幹の障害程度が1～3級で身体障害者手帳の交付を受けている方で、通勤等のために自分で自動車を運転する方
※所得制限があります。
内容…自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改善するための費用の一部を補助します。改造する前に申請が必要ですので、事前にご相談ください。

その他の日常生活支援

14、身体障害者センターやすらぎ(八潮市社会福祉協議会☎995-3636・身体障害者福祉センター☎997-8544 997-8553)

対象・内容…在宅の身体障害者の方やボランティア活動を行う方たちが集う交流の場として利用できます。

15、知的障害者生活サポートセンター(障害福祉課障害福祉係☎453・知的障害者生活サポートセンター 八潮市鶴ヶ曾根1686-2☎998-3722)

対象・内容…在宅の知的障害者(児)の方や介護者の日常生活の支援、相談を行っています。また、一時的な介護を行う団体・グループが利用できます。

16、精神障害者地域生活支援センターあけぼの(精神障害者地域生活支援センターあけぼの 八潮市鶴ヶ曾根1130☎998-0852)

対象・内容…精神に障害のある方が地域で生活する上で生じる様々な問題について、ともに考え、支援を行っています。

17、福祉作業所(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…市内在住の15歳以上の心身に障害のある方で、自宅から通所ができ、作業および集団生活が可能と思われる方
内容…在宅の心身障害者の方に作業を通じて自立への援助を図り、社会参加への自信を深めていくことを目的としています。市内には、「やまびこ福祉作業所」「わかかき福祉作業所」「虹の家」「工房 森のこかげ」があります。

18、障害児(者)生活サポート事業(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象・内容…市に登録した団体が、在宅の障害児(者)または家族の必要に応じて身近な場所で一時預かりや送迎サービスを行います。
年間150時間以内の利用ができ、利用料は1時間あたり700円です。
現在「八潮市手をつなぐ親の会」が知的障害者生活サポートセンターで日中の一時預かり、送迎(要相談)を行っています。
※利用者登録は、障害福祉課障害福祉係で受け付けています。

19、職親制度(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象・内容…知的障害者を一定期間登録された職親に預け、技能習得や生活指導を行います。

障害者自立支援法によるサービス

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

- 身体・知的・精神の障害種別にかかわらず共通の制度によりサービスを提供します
- 福祉サービスの体系が変わります
- 利用の手続きが変わります
- 利用者負担が原則1割の定率負担になります

20、介護給付・訓練等給付(主なサービス)(障害福祉課障害福祉係☎453)

- ①居宅介護(ホームヘルプ)…自宅で、入浴、排せつ等の介護を行います。
- ②行動援護…自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ③デイサービス…通所により創作的活動、機能訓練等の便宜の提供を行います。
- ④短期入所(ショートステイ)…自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ等の介護を行います。
- ⑤共同生活援助(グループホーム)…夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ⑥施設入所…施設に入所して訓練等を受けます。
※上記以外に、平成18年10月から利用できるサービスがあります。

21、補装具の給付(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象・内容…身体障害者(児)の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために各種補装具の交付と修理を行います(車椅子、補聴器、義手、義足など)。あらかじめ担当にご相談ください。
※所得税の年額に応じて一部自己負担があります(自己負担分を市が4,000円を上限として補助する制度もあります)。
※平成18年10月からは、自己負担額は原則1割負担となります。また、給付種目に若干の変更があります。

22、更生医療(自立支援医療)(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…18歳以上で身体障害者手帳をもっている方
内容…医療保険の対象となる診療のうち、特に障害の軽減、社会生活を容易にする効果がある治療に対し、医療費負担を軽減することにより医療を受けやすくするものです。この医療は、国または都道府県が指定する医療機関で受けられます。適用されるのは角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術などです。(詳しくは窓口でご相談ください)
※原則1割負担となります。また、世帯の所得等に応じて1カ月あたりの上限額が設定されます。

23、精神通院医療(自立支援医療)(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…精神疾患のため、通院して治療を受けている方
内容…精神疾患の治療に対し、医療費負担を軽減することにより早期治療、再発予防等を図るものです。
※原則1割負担となります。また、世帯の所得等に応じて1カ月あたりの上限額が設定されます。

手当・年金等

24、在宅重度心身障害者手当(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…市内に居住する障害者(児)で、身体障害者手帳が1級、2級、療育手帳がA、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障害者手当、障害児福祉手当等を受けていない方に支給されます。(ただし、施設に入所している方は除きます。また、受給者が住民税を課されている方は支給が停止されます)
内容…月額5,000円を毎年度9月・3月に支給します。

25、特別障害者手当(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…20歳以上であって精神または身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方(ただし、施設に入所中の方及び継続して3カ月を超えて病院等に入院している方は除きます)
内容…月額26,440円を年4回(2月、5月、8月、11月)支給します。
※所得制限があります。

26、障害児福祉手当(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…20歳未満であって日常生活に極度に制限のある方(療育手帳A、身体障害者手帳1級および2級の一部、常時介護を要する精神障害者等)
内容…月額14,380円を年4回(2月、5月、8月、11月)支給します。
※所得制限があります。

27、特別児童扶養手当(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している保護者の方
①身体に重・中度の障害または長期にわたり安静を要する状態にある方(おおむね身体障害者の障害程度等級手帳1～3級と4級の一部の方)
②精神の障害であって①と同程度の状態にある方
③身体または精神の障害が重複する場合であって、①または②と同程度の方
※所得制限があります。
※施設に入所している方は該当しません。
※療育手帳の方は診断書が必要な場合があります。

内容…1級 50,750円 2級 33,800円

28、児童扶養手当(子育て支援課児童給付係☎209)

対象…父親がいないか、または父親が障害者(年金を受給していない)で18歳未満(一定の障害がある場合は20歳未満)の子と同居している場合に支給されます。
内容…支給額は要件によって異なりますので、窓口でご確認ください。
※所得制限があります。

29、障害基礎年金(国保年金課国民年金係☎212)

対象…国民年金法で定める障害の程度が1級または2級(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の程度とは異なります)に該当する方
内容…1級:年額990,100円 2級:年額792,100円

30、特別障害給付金(国保年金課国民年金係☎212)

対象…①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金制度等の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。
内容…障害基礎年金1級に該当する方:月額49,850円
障害基礎年金2級に該当する方:月額39,880円

31、心身障害者扶養共済制度(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…心身障害者の保護者で、次の要件に該当する方
①加入者(保護者)の年齢は毎年度の4月1日時点で65歳未満であること
②加入時、県内に住んでいること
③加入者は特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること
内容…扶養共済加入者が死亡または重度の障害状態になった場合、障害者に年金が支給されます(1口:月額20,000円、2口:月額40,000円)。また、障害者が死亡した場合は、弔慰金(加入期間に応じて20,000円、50,000円、100,000円2口目も期間に応じる)が支給されます。この制度は共済制度ですので、加入者は掛金(年齢により1口3,500～13,300円)を納めます。また、所得により掛金が減額または免除になります。障害者一人につき、加入者1人、2口まで加入できます。

医療

32、重度心身障害者医療費助成(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…身体障害者手帳が1～3級および療育手帳がA、A、Bの方
精神保健福祉手帳1級、2級で老人保健法の障害認定を受けた方
※65歳以上の方で老人保健法の障害認定に該当される方は、老人保健受給者証の交付が受けられます。
内容…医療機関や院外処方薬の薬局の窓口で支払った、医療保険適用内の自己負担分を申請により支給します。

その他の経済的援護

33、修学資金の支給(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、学校教育法に基づく高等学校、大学、高等専門学校および専修学校に在学している方(八潮市に引き続き1年以上住民票をおいて居住していること)

内容	区分		支給額(月額)
	区	分	
高等学校	全日制	全日制	10,000円
		定時制	5,000円
		通信制	3,500円
大学	全日制	4年制	32,500円
		短期大学	25,500円
	夜学・通信制		17,500円
高等専門学校			16,500円
専修学校			6,500円

34、手帳診断書料の補助(障害福祉課障害福祉係☎453)

対象…身体障害者手帳の新規・等級変更等を申請する方が住民税非課税世帯の場合、申請時に必要な身体障害者手帳の診断書料を補助(補助上限額5,250円)します。条件等の詳細は窓口でご確認ください。